

損害賠償額の決定に関する急決専決処分報告について（建設局関係）

建設局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成26年7月25日

大阪市長 橋 下 徹

決定の時期、金額及び被害者	事 件 概 要
平成26年6月11日 5,785,122円 見舞金 4,474,315円 医療費 1,310,807円 市川小百合 41歳	平成24年10月29日午前10時30分ごろ、住吉区長居西3丁目1番24号先路上において、本市職員笹原武洋の運転する軽貨物自動車が停止していた軽乗用自動車に追突し、同車を破損するとともに、同車を運転していた被害者が負傷したものである。 同人は、頸椎捻挫及び左下腿挫傷のため約1年にわたり通院治療を続けたが、頸部に神経症状を残した。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

大阪市下水道事業の設置等に関する条例（抄）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 省 略

(2) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5,000,000円をこえるもの

(3)-(5) 省 略